

# 定 款

株式会社 ラックランド

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ラックランドと称し、英文では LUCKLAND CO.,LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 商業施設（スーパーマーケット、大型小売店、専門店、飲食店舗等）の企画、調査、コンサルティング、設計並びに施工管理
2. 商業設備（冷凍、冷蔵、冷暖房、水道給排水、電気設備、衛生設備等）の機器の販売並びに設備工事の請負
3. 冷蔵倉庫及び冷凍倉庫の建築及び設備工事の請負
4. 保温、保冷防熱の工事請負
5. 厨房設備の機器の販売並びに工事請負
6. 環境に係る水、空気等の浄化処理装置の設計、施工、販売
7. 建築工事、土木工事、設備工事、室内装飾工事の請負及び請負に関する企画、調査、設計、監理
8. 廃棄物処理機器の設計、施工、販売
9. 産業廃棄物、一般廃棄物の収集及び処理業
10. 肥料及び堆肥の製造、販売
11. 商業施設、文化施設、イベント・催事等の企画、調査、設計、展示、制作及び施工、監理の請負
12. 商業施設、文化施設、イベント・催事等の展示装置、機械装置（音響・映像等）、情報伝達装置等の設置及びそれに付随するソフトの制作
13. 前各号に掲げたる商品及び設備のレンタル業
14. 前各号に掲げたる商品及び設備の割賦販売の斡旋並びに代行業務
15. 前各号に掲げたる商品の輸出入
16. 前各号に掲げたる商品及び設備のメンテナンス業
17. 不動産の売買、仲介、斡旋
18. プロパティマネジメント事業
19. ビルマネジメント事業
20. 総合リース業
21. 損害保険の代理業
22. ITソリューションの制作、販売並びに賃貸
23. 情報処理サービス並びに情報提供サービス
24. インターネット、携帯情報端末機を使用した広告及び通信販売業務
25. 加工食品・酒類・飲料水・調味料等の食品の輸出入及び販売
26. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3千万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(自己株式の取得)

第10条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は毎年 3 月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

(株主総会の招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主総会の決議方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(株主総会の議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

### (取締役の員数)

第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

### (取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会においてこれを選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

### (取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

### (代表取締役並びに役付取締役)

第22条 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、その決議によって取締役社長1名を選定し、また取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

### (取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

### (取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある時はこの期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の議決方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。

2 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなすことができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に定める事項を除く。）の決定の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(常勤の監査等委員)

第 31 条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規則)

第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 33 条 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 34 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

(中間配当)

第 35 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 36 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払の配当金には利息をつけない。

## 附 則

(効力発生)

第 1 条 定款第 3 条（本店の所在地）の変更は、2026 年 12 月 31 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、本店移転の効力発生日経過後にこれを削除する。

以上

(改定)

1. 1994年3月30日
2. 1995年3月30日
3. 1996年3月28日
4. 1998年3月27日
5. 1999年8月27日
6. 1999年10月1日
7. 2000年3月30日
8. 2002年3月28日
9. 2003年3月27日
10. 2004年3月30日
11. 2005年3月30日
12. 2006年3月30日
13. 2007年3月29日
14. 2008年3月28日
15. 2009年3月27日
16. 2013年3月28日
17. 2015年3月27日
18. 2016年3月30日
19. 2018年3月29日
20. 2022年3月30日
21. 2023年3月1日
22. 2026年3月30日